**運　　送　　契　　約　　書**

（選挙運動用自動車の使用）

　みやき町議会議員補欠選挙　候補者　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）との間に次のとおり選挙運動用自動車

の運送契約を締結する。

１　物件（自動車）の名称等

（１）車名又は形式　　　　　　　　　　　　　（２）自動車登録番号

（３）所有者　　　　　貸　主　　　乙　　　　　　　又は車両番号

２　貸借期間

　　令和　　　年　　　月　　　日から　令和　　　年　　　月　　　日まで　　　　　　　日間

３　契約金額（使用料）　　　　　　　　　　　　円　　　 1日当り　　　　　　　　　　　　円

（消費税及び地方消費税を含む）

４　使用方法

　　甲は、乙所有に係る上記物件をみやき町議会議員及びみやき町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第２条の規定に基づく選挙運動用自動車として使用する。

５　請求及び支出

（１）甲の供託物が公職選挙法第93条の規定により、みやき町に帰属することとならない限り、

　　乙は甲が乙に支払うべき契約金額のうち、みやき町議会議員及びみやき町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条に基づく金額をみやき町に対し請求するものとする。この場合、甲は当該請求に必要な諸手続きを遅滞なく行わなければならない。

（２）甲は乙に対し、甲の供託物が公職選挙法第93条の規定により、みやき町に帰属する場合は契約金額の全額を、上記（１）によるみやき町に対する請求金額が契約金額に満たない場合は、その不足額を速やかに支払うものとする。

　　令和　　　年　　　月　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 甲　　　住　所  　　　　　　　　氏　名 |  |
|  |
| 乙　　　住　所  　　　　　　　　名　称  　　　　　　　（法人の場合のみ）  　　　　　　　（代表者）氏　名 |  |
|  |

**賃　貸　借　契　約　書**

（選挙運動用自動車の使用）

　みやき町議会議員補欠選挙　候補者　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）との間に次のとおり選挙運動用自動車

の賃貸借契約を締結する。

１　物件（自動車）の名称等

（１）車名又は形式　　　　　　　　　　　　　（２）自動車登録番号

（３）所有者　　　　　貸　主　　　乙　　　　　　　又は車両番号

２　貸借期間

　　令和　　　年　　　月　　　日から　令和　　　年　　　月　　　日まで　　　　　　　日間

３　契約金額（使用料）　　　　　　　　　　　　円　　　 1日当り　　　　　　　　　　　　円

（消費税及び地方消費税を含む）

４　使用方法

　　甲は、乙所有に係る上記物件をみやき町議会議員及びみやき町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第２条の規定に基づく選挙運動用自動車として使用する。

５　請求及び支出

（１）甲の供託物が公職選挙法第93条の規定により、みやき町に帰属することとならない限り、

　　乙は甲が乙に支払うべき契約金額のうち、みやき町議会議員及びみやき町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条に基づく金額をみやき町に対し請求するものとする。この場合、甲は当該請求に必要な諸手続きを遅滞なく行わなければならない。

（２）甲は乙に対し、甲の供託物が公職選挙法第93条の規定により、みやき町に帰属する場合は契約金額の全額を、上記（１）によるみやき町に対する請求金額が契約金額に満たない場合は、その不足額を速やかに支払うものとする。

　　令和　　　年　　　月　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 甲　　　住　所  　　　　　　　　氏　名 |  |
|  |
| 乙　　　住　所  　　　　　　　　名　称  　　　　　　　（法人の場合のみ）  　　　　　　　（代表者）氏　名 |  |
|  |

**燃　料　供　給　契　約　書**

（選挙運動用自動車の燃料）

　みやき町議会議員補欠選挙　候補者　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

燃料供給業者　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）との間に選挙運動用自動

車に要する燃料の売買について、次のとおり契約を締結する。

１　燃料の供給を受ける自動車

　　みやき町議会議員及びみやき町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第２条の規定に基づき候補者が使用する選挙運動用自動車

（１）車名又は形式　　　　　　　　　　　　　（２）自動車登録番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　又は車両番号

２　燃料供給期間

　　令和　　　年　　　月　　　日　から　　令和　　　年　　　月　　　日　まで

３　契約金額等

　　１ ﾘｯﾄﾙ 当り 　　　　　　円（消費税及び地方消費税を含む）とし、選挙期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。

４　請求及び支出

（１）甲の供託物が公職選挙法第93条の規定により、みやき町に帰属することとならない限り、

　　乙は甲が乙に支払うべき契約金額のうち、みやき町議会議員及びみやき町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条に基づく金額をみやき町に対し請求するものとする。この場合、甲は当該請求に必要な諸手続きを遅滞なく行わなければならない。

（２）甲は乙に対し、甲の供託物が公職選挙法第93条の規定により、みやき町に帰属する場合　は契約金額の全額を、上記（１）によるみやき町に対する請求金額が契約金額に満たない場合は、その不足額を速やかに支払うものとする。

　　令和　　　年　　　月　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 甲　　　住　所  　　　　　　　　氏　名 |  |
|  |
| 乙　　　住　所  　　　　　　　　名　称  　　　　　　　（法人の場合のみ）  　　　　　　　（代表者）氏　名 |  |
|  |

**雇　　用　　契　　約　　書**

（選挙運動用自動車の運転手）

　みやき町議会議員補欠選挙　候補者　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）との間に次のとおり雇用契約を

締結する。

１　業務内容

　　使用者甲の選挙運動用自動車の運転業務

２　雇用期間

　　令和　　　年　　　月　　　日 から　　令和　　　年　　　月　　　日 まで　　　　　日間

３　契約金額（報酬）　　　　　　　　　　　　円　　　１日当り　　　　　　　　　　　　円

４　請求及び支出

（１）甲の供託物が公職選挙法第93条の規定により、みやき町に帰属することとならない限り、

　　乙は甲が乙に支払うべき契約金額のうち、みやき町議会議員及びみやき町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条に基づく金額をみやき町に対し請求するものとする。この場合、甲は当該請求に必要な諸手続きを遅滞なく行わなければならない。

（２）甲は乙に対し、甲の供託物が公職選挙法第93条の規定により、みやき町に帰属する場合は契約金額の全額を、上記（１）によるみやき町に対する請求金額が契約金額に満たない場合は、その不足額を速やかに支払うものとする。

　　令和　　　年　　　月　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 甲　　　住　所  　　　　　　　　氏　名 |  |
|  |
| 乙　　　住　所  　　　　　　　　氏　名 |  |
|  |